

核兵器禁止条約の発効に伴う議論を求めていく意見書

平成29年7月7日、国連総会において、国連加盟122カ国・地域の賛成をもって、核兵器禁止条約が採択されました。この条約は、「核兵器は、破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章・国際法・国際人道法・国際人権法に違反するもの」と規定されています。

今年10月24日に、この条約の批准国が50カ国に達し、令和3年1月22日に発効することになったため、締約国には、核兵器の開発・保有・実験・使用はもとより、核兵器による威嚇も許されなくなります。なお、この条約には、非締約国である核兵器保有国も締約国会議等に参加することができる規定があります。

「安全保障のためには核兵器が必要だ」と言い続ける限り、この世界から核の脅威はなくなりません。広島と長崎への原爆投下によって核の惨禍を体験し、戦争の放棄を定めた憲法を持つ日本の責務は重大です。

ついては、次の事項を強く要請します。

- 1 核兵器禁止条約発効に伴う建設的な議論を進めること。
- 2 その間は、オブザーバーとして締約国会議に参加し、我が国の貢献の在り方を検討していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

三原市議会

内閣総理大臣 あて